

労働者、
事業者の
皆さまへ

木材加工用機械での 労働災害をなくしましょう！

今年8月末において、木材・木製品・家具装備品製造業の休業4日以上の被災者数は、昨年同期の1人から12人に激増しています。

安全な作業方法、機械や設備の安全対策、作業主任者の職務の遂行状況などを確認していただき労働災害を無くしましょう。

ポイント

1

安全な作業方法を確立しましょう！**特に、機械のトラブルの処理において重大な事故が発生しています。機械を動かしながらの処理は厳禁です！**

裏面1参照

ポイント

2

丸のこ、かな盤などの加工中に歯に接触しないように安全化を図りましょう！**歯に接触して指を切断しないように！歯の接触予防装置は有効ですか？**

裏面2参照

ポイント

3

木材加工用機械が5台以上（自動送材車式帯のこが含まれている場合は3台以上）設置されている事業場は「木材加工用機械作業主任者」の選任が必要です。

作業主任者を適正配置し、職務の遂行を徹底してください！

裏面3参照

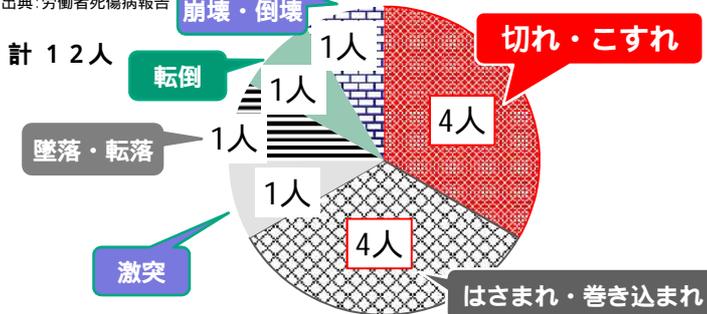
統計資料

木材・木製品・家具装備品製造業における労働災害

今年は「切れ・こすれ」や「はさまれ、巻き込まれ」災害が多く発生！

【令和元年8月までの木材・木製品・家具装備品製造業の被災者数】

出典：労働者死傷病報告

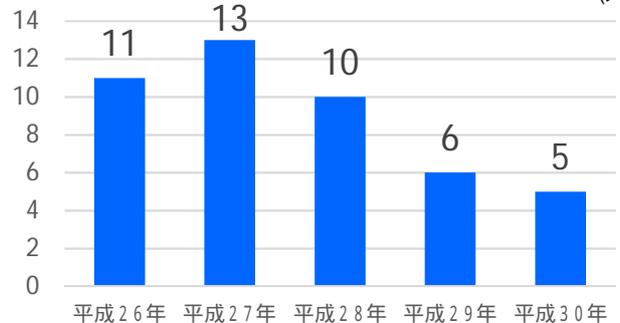


今年の被災者数は8月末ですでに過去5年における1年間の最多被災者数に迫っている。

【過去5年間の木材・木製品・家具装備品製造業における被災者数】

出典：労働者死傷病報告

(人)



今年8月までの災害の概要

事故の型	起因物	災害の概要
切れ・こすれ	丸のこ盤	丸のこ盤で木材加工中、木材が飛びそうになり、木材に添えていた左手が歯に触れて負傷した。
切れ・こすれ	かな盤	手押しかな盤で木材を削り終わった後、手が滑って回転中の刃に右手が触れて負傷した。
切れ・こすれ	丸のこ盤	昇降盤で溝切り加工中、木材が弾かれて左手人差し指が歯に触れて負傷した。
切れ・こすれ	丸のこ盤	住宅工事現場で携帯丸のこで細い下地材を縦に加工中、材を持っていた手に歯が接触した。
はさまれ・巻き込まれ	その他の木材加工用機械	ベニア加工機械の板詰まりを修理後、機械フレームに置いた手が滑って刃に接触した。
はさまれ・巻き込まれ	その他の木材加工用機械	粉碎機の板詰まりした板を取り除く作業中、完全に停止していなかった刃に左手が接触した。
はさまれ・巻き込まれ	その他の木材加工用機械	材料が定位置で止まらず、リミットスイッチを反応させようとして手袋がシャフトに巻き込まれた。
はさまれ・巻き込まれ	ロール機	ロールを回転させながらウエスで汚れを拭き取っていたところ、右手をロールに巻き込まれた。
激突	フォークリフト	フォークリフトの爪にパレットを置いて乗り、2mの位置から降りる時身体を爪にあずけ肩を脱臼した。
墜落・転落	その他の木材加工用機械	機械のアンクルに足を掛けたところ、アンクルに積もった木材の皮で足を滑らせて約1m転落した。
転倒	開口部	機械と足場のすき間に足を踏み外して転倒し、フレームと機械に左足を挟まれた。
崩壊・倒壊	木材	工場に立てかけていた板に接触し、板が倒れてきて右手に当たり負傷した。



鳥取労働局 鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

ポイント1

安全な作業方法を確立しましょう！

出典：林業・木材製造業労働災害防止規程（平成29年10月26日適用）

掃除等の場合の運転停止

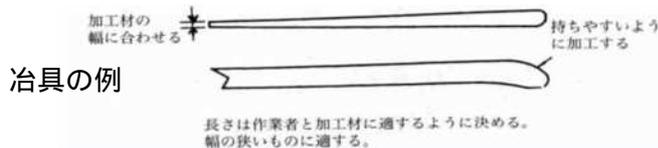
切削加工機械（刃部を除く。）の掃除、給油、検査又は修理の作業を行う場合において、作業者に危険を及ぼすおそれのあるときは、切削加工機械を停止しなければならない。

刃部の掃除の場合の運転停止

切削加工機械の刃部の掃除、検査、修理、取替え又調整の作業を行うときは、当該機械の運転を停止しなければならない。

治具、工具の使用

作業者の手が刃物に接触したり、巻き込まれたりするおそれのあるときは、治具、工具等の安全用具を使用させなければならない。



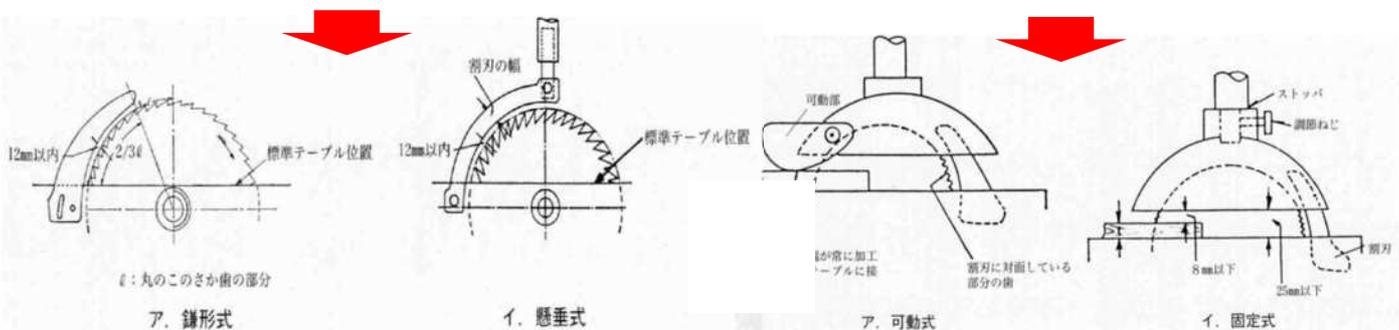
安全装置の機能保持

切削加工機械作業を行う場合に、労働安全衛生規則で定められた安全装置のほか、機械及び装置が機能上備えている安全装置を取り外したり、その機能を失わせたりして作業を行ってはならない。

ポイント2

木材加工用機械の安全化を図りましょう！

丸のこ盤の反ぱつ予防装置、接触予防装置には規定値があります。



ポイント3

木材加工用機械作業主任者の適正配置、職務の遂行

木材加工用機械作業主任者の選任は、次の職務が遂行できるよう機械の台数等に対応した人数としてください。また、職務の徹底を図るようこれらの氏名及び職務内容を作業場に提示し周知して下さい。

作業主任者の職務

労働安全衛生規則第130条

事業者は、木材加工用機械作業主任者に、次の事項を行わせなければならない。

木材加工用機械を取り扱う作業を直接指揮すること。

木材加工用機械及びその安全装置を点検すること。

木材加工用機械及びその安全装置に異常を認めるときは、直ちに必要な措置をとること。

作業中、治具、工具等の使用状況を監視すること。